

大阪市交通局における労使関係等について

I 調査報告

- 1 事業所内電話の私的使用(選挙使用含む)調査
- 2 業務用パソコンでのメールによる政治活動実態調査
- 3 知人・友人紹介カード配布回収リストにかかる調査
- 4 組合員でない管理職を対象とした無記名アンケート調査
- 5 無許可の便宜供与スペース等の状況調査

II その他の便宜供与等の状況

- 1 大交会館
- 2 庁舎使用にかかる便宜供与
- 3 会議室の使用許可
- 4 チェックオフ
- 5 職員懲戒委員会
- 6 職場安全衛生推進委員制度の廃止
- 7 組合専従者の給与計算
- 8 組合専従者の定期健康診断
- 9 本局庁舎駐車場の使用
- 10 内線電話及び出退勤管理端末の設置
- 11 労働組合のイントラネットの使用
- 12 ノー残業デー報告
- 13 文書通送

III 第三者調査チームの中間報告指摘事項について

- 1 トレーニング器具
- 2 本局会議室の便宜供与
- 3 自動車運転手組合役員の勤務時間内組合活動
- 4 自動車運転手組合役員の乗務ダイヤ
- 5 規則に違反する疑いのある随意契約

IV まとめ

大阪市交通局における労使関係等について

大阪市では、平成 18 年 5 月 26 日に取りまとめられた「大阪市福利厚生制度等改革委員会第 5 次報告」を踏まえ、労使関係の正常化に努めてきた。

交通局においても同様に取り組みを進めてきたが、一部の組合役員が勤務時間内に組合活動を行っていたことや、事業所内に選挙関係の書類が保管されていたことなどが平成 23 年 12 月 26 日の交通水道委員会において指摘された。

このことを受け、交通局では平成 24 年 1 月に「庁舎内での一切の政治活動の禁止」を通達するとともに、「施設内の便宜供与の許可」を一旦取り消すなどの措置を取った。

さらには、勤務時間内の組合活動の実態などを解明するべく、全局的な調査を計画し一部を開始したが、市長の指示により設置された「第三者調査チーム」による全庁調査が開始されることとなったため、その調査に影響を与えないよう交通局の調査は一時中断することとした。

平成 24 年 3 月 1 日に第三者調査チームによる「調査中間報告」が行われることを受け、交通局での調査を再開するよう指示があり、以下のとおり調査を再開した。

I 調査報告

調査事項

- 1 事業所内電話の私的使用(選挙使用含む)調査
- 2 業務用パソコンでのメールによる政治活動実態調査
- 3 知人・友人紹介カード配布回収リストにかかる調査
- 4 組合員でない管理職を対象とした無記名アンケート調査
- 5 無許可の便宜供与スペース等の状況調査

1 事業所内電話の私的使用(選挙使用含む)調査

経緯

平成 23 年 12 月 26 日の交通水道委員会の質疑の中で、「事業所の公用電話が選挙活動に使用されている」との指摘があり、使用履歴を確認するなど、速やかに事実関係の調査を行った。

調査方法

交通局事業所(34 箇所)の 11 月、12 月分の公用電話(外線)全履歴について通話先の確認を行った。

調査結果

通話件数 22,499 件のうち、労働組合関係 130 件、私的利用 173 件の使用が認められた。

2 業務用パソコンでのメールによる政治活動実態調査

経 緯

交通局に「業務用パソコンを用いて選挙活動が行われている」との情報提供があり、また第三者調査チームの調査においても、市の幹部職員による「庁内メールでの政治活動」が明らかになったことを受け、交通局においても次のとおり調査を実施した。

調査方法

平成23年10月1日～平成24年1月31日の間の全職員のすべてのパソコン操作ログデータのうち電子メールに関するログデータをもとに、閲覧した電子メールの中から、選挙活動に関連すると思われる「演説会」「動員」「ビラ」「電話作戦」が含まれるタイトル名を抽出した。

調査結果

上記方法により抽出した結果、

「演説会」109件、「動員」511件、「ビラ」58件、「電話作戦」11件のキーワードを含むタイトル名が確認された。

*ただし、抽出したタイトル名の中には、明らかに「選挙活動にかかるもの」が含まれている一方で、職務にかかるものも含まれている。

3 知人・友人紹介カード配布回収リストにかかる調査

経 緯

平成24年2月6日、大阪維新の会所属の議員より、昨年の市長選に絡み「知人・友人紹介カード配布回収リスト」と記載された資料の存在を指摘されたことから、第三者調査チームを中心に徹底した調査を行い、事実の解明に取り組むこととしている。

調査方法

平成23年10月1日～平成24年1月31日の間の、リストに含まれる項目（氏名コード、氏名、氏名カナ、支払場所カナ）の作成元と思われるメインフレームシステムのシステムログ及びOA業務システムに接続される業務用パソコンの操作ログを解析し、該当ファイルに関する初期作成から保存や印刷等に至る経緯、経路の調査を行う。

調査結果

平成24年3月7日現在、ファイルの存在は確認できていないが、引き続き調査を継続する。

4 組合員でない管理職を対象とした無記名アンケート調査

経 緯

第三者調査チームの調査において、「昇進等の人事異動に対する組合の関与」が指摘されたことを受け、人事異動並びに昇任にかかる事務の中で、管理職員がどのような行動をとっているかアンケート調査方式により実施した。

調査方法

アンケート対象者は組合員でない管理職員に限定し、匿名とした。

アンケート項目には、人事異動並びに昇任にかかる事務の中で起り得る事象を網羅的に列挙した。

調査結果

対象者：238名 回収：出張、休暇の2名を除く236名

人事異動に関して、労働組合に対して異動候補者の名簿等を見せるなどして事前に協議、説明、または意見聴取している事例が相当数認められた。また、管理職員などの昇任においても、同様の事例が認められた。

組合役員を務める部下職員に対し、部下職員として人事案件に関し、相談したり、意見を聴いたりする際に、組合としての視点を期待しているケースも認められた。

5 無許可の便宜供与スペース等の状況調査

経緯

第三者調査チームの調査において「交通局による労働組合へのヤミ便宜供与」が指摘されたことを受け、便宜供与の手続きを踏まずに労働組合支部に対して無許可で便宜供与している状況を把握するため、平成24年3月1日～3月5日の間、施設内の状況の確認を行った。

調査方法

現在の状況を、施設管理者の責任において徹底的に確認するとともに、平成23年4月以降、そのような事例についての有無を申告させた。

調査結果

本局庁舎及び49所属のうち、今回、第三者調査チームにより指摘された所属も含め本局庁舎及び15所属で労働組合支部に対して無許可で便宜供与が行われていたことが確認された。

労働組合支部の便宜供与スペースの許可を一旦取消したことにより、無許可の便宜供与についてもほぼ撤去されているが、一部所属において、未撤去の物品があることから、他の便宜供与備品と同様に平成24年3月末までには、これらの物品について撤去させることとする。

II その他の便宜供与等の状況

1 大交会館

当初、交通局所有分を労働組合に売却することとしたが、法的な根拠がないことから、労働組合側の合意を得ることができなかった。そこで、第三者への売却に取り組むこととし、平成19年10月に不動産鑑定を取ったが、労働組合が区分所有するビルであり、不動

産市場における需要見込みが薄いということから方針を見直し、土地賃貸借契約を継続している。賃料については、現在、減免廃止を前提に鑑定を取っているところである。

また、今般、交通局所有分について改めて売却することとし、その方法等を検討し、労働組合側と協議の上、測量、登記など手続を進め、その後、売却手続等について関係機関と協議を行うこととしている。

2 庁舎使用にかかる便宜供与

平成17年9月29日の「庁舎使用にかかる組合支部に対する便宜供与の考え方（指針）について」に基づき、各施設管理者の権限の範囲内において使用を許可してきた。

しかし、平成23年12月26日の交通水道委員会において、一部の組合役員の勤務時間内における組合活動の実態が明らかになったことから、平成24年1月18日をもって労働組合への便宜供与を廃止した。

なお、労働組合所有の備品等については、平成24年3月末までに撤去される予定である。

3 会議室の使用許可

平成18年6月26日の「職員団体及び労働組合との交渉等に関するガイドライン（指針）」に基づき、職務免除を受けた時間及び時間外において、認められる組合活動のための共用空間としての会議室の使用を許可してきた。

しかし、会議室の使用許可に際して各施設管理者と労働組合関係者との間で口頭による申請及び許可が行われていたため、平成24年1月25日付けで書面により、使用日時や使用目的を明確にした上で許可を与えるように見直しを行った。

4 チェックオフ

これまで労働基準法第24条（賃金の支払）の規定に基づき、労働組合と「賃金控除に関する協定」を締結し労働組合費の控除を行ってきたが、平成20年4月1日に「職員の給与に関する条例」が改正され、平成21年4月1日から本市の大阪市職員労働組合でのチェックオフが廃止されたこと、また、今般、本市の大阪市従業員労働組合においてもチェックオフ廃止について申し入れを行うという状況を勘案し、交通局においても平成24年2月29日付けで労働組合に対し廃止の申し入れを行ったところである。

5 職員懲戒委員会

交通局では、職員の懲戒処分を行うにあたって、事前に労使の代表者で構成される職員懲戒委員会から意見を聴取している。これは、使用者側の恣意・独断を防ぐためのほかに、処分後に地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく苦情処理申し立てが行われた場合の解決を円滑に行うためや、労働基準監督署に解雇予告除外認定の申請を行う際に活用してきた経緯がある。

現在、処分の量定に関しては、妥当性・客観性・公平性の確保のため、法律の専門家で

構成される大阪市懲戒審査事務嘱託に諮り決定しており、処分量定が職員懲戒委員会の意見に拘束されることはないが、今日的観点から誤解を与える懸念があることから、廃止の方向で検討している。

6 職場安全衛生推進委員制度の廃止

交通局では、安全衛生管理機構を補佐するものとして、平成 17 年 8 月から職場安全衛生推進委員制度を設けていた。

職場安全衛生推進委員には、交通局の管理職員と、労働組合が推薦する者を任命し、週 1 日、各職場における安全衛生状態点検、職員相談、業務改善、サービス向上に関する業務に従事させることで、安全で働きやすい職場環境の確保、職員の健康の保持増進に一定の役割を果たしてきた。

しかしながら、平成 23 年 12 月 26 日に一部の職場安全衛生推進委員が偏った乗務ダイヤで勤務しているとの指摘があったことを踏まえ、12 月 29 日付けで廃止した。

7 組合専従者の給与計算

組合活動に専従する者等の給与計算事務について、労働組合と「給与計算事務に関する覚書」を締結し有償で、交通局の給与計算システムを使用して計算している。

しかし、便宜供与の見直しの一環として見直しする方向で検討している。

8 組合専従者の定期健康診断

組合活動に専従する者の定期健康診断について、休職中とは言え職員であるという観点から交通局が費用を負担して実施してきたところであるが、便宜供与の見直しの一環として見直しする方向で検討している。

9 本局庁舎駐車場

本局庁舎の地下駐車場の一部スペースを労働組合用として便宜供与してきたところであるが、便宜供与の見直しの一環として平成 24 年 2 月 8 日付けで廃止した。

10 内線電話及び出退勤管理端末の設置

労働組合本部との内線電話の使用及び出勤管理端末の設置について、便宜供与の見直しの一環として、それぞれ平成 24 年 2 月 20 日及び 16 日付けで廃止した。

11 労働組合のイントラネットの使用

労働組合のイントラネットの構築のために、平成 16 年 12 月から使用料を徴収した上で、交通局総合情報ネットワークの使用について便宜供与を行っていた。

便宜供与見直しの一環として、ネットワーク使用の便宜供与についても、平成 24 年 1 月末日をもって廃止した。

*労働組合イントラネットからは総合情報ネットワークに侵入することができないようクローズドの

ネットワークとして便宜供与していた。

12 ノー残業デー報告

毎週水曜日をノー残業デーとしているが、ノー残業デーに超過勤務を命じる場合には、超過勤務命令者から労働組合支部長に報告を行っていた。今後は、交通局の取り組みとして整理するとともに、報告については廃止する方向である。

13 文書通送

文書の通送について、労働組合が文書交換所に持ち込むことで、交通局の業務用文書とともに配送を行っていたところであるが、平成24年1月4日付けで廃止した。

III 第三者調査チームの中間報告指摘事項について

1 トレーニング器具

交通局事業の特性から、多様な職種・勤務体系があり、職種によっては、勤務と勤務の間に長時間の中休時間があったり、1昼夜勤務する隔日交替制勤務があるなど、長時間、職場に滞在する場合がある。このような中、職員の福利厚生観点から、任意の職員でつくっているサークル活動の備品については、施設管理者が使用を認めていたものである。

現在、各事業所の状況を調査しているところであるが、許可手続等が行われておらず、手続面において問題があったことは否めない。また、現在、所有者を把握できていない備品も数多く確認されていることから、まずは一度、施設管理者が認めていたものも含め、交通局施設から撤去するとともに、今後、サークル活動の備品のあり方について、民間事業者の状況等も踏まえながら、新たに使用を許可するかどうか検討する。

2 本局会議室の便宜供与

本局庁舎の第12、第13会議室等のキャビネットについては、便宜供与スペースについての適正化を図る中で、物品が多いため暫定的に使用を認めていたものを、そのまま使用させてしまっていたものである。

また、本局庁舎の大会議室については、庁舎建て替え時に、労働組合本部を立ち退かせたが、旧本部内で行っていた組合会議のスペースを確保するため、新庁舎の大会議室を優先的に使用させることとしていた。

第12、第13会議室等については、労働組合から時間外の会議室の使用の要望があったため、優先的に使用させていた。

こうした不適正な取扱いや過度の便宜供与については、すでに見直しを図り、是正したところであるが、本局庁舎においてこのような事実があったことは誠に遺憾である。

また、このことに関連して、第三者調査チームの指摘にもあったが、第12、第13会議室等において、平成23年3月以降の組合役員の勤怠と会議室の入室記録を突合したところ、勤務時間内（有給職免及び組合休暇、年次有給休暇が認められている時間帯は除く）

に使用した形跡が認められたことから、今後、さらに調査を進めていく。

3 自動車運転手組合役員の勤務時間内組合活動

勤務時間内に認められていない組合活動を行っていた事実が一部見受けられた。

今後、該当する組合役員については、事実確認を行い厳正に対処する。また、第三者調査チームの調査において指摘のあった組合役員の勤怠管理に関して、組合役員並びに所属長に対し厳しく指導していくとともに、今後は、出退勤時や出張時について確実に把握し、厳格に管理していくこととする。

4 自動車運転手組合役員の乗務ダイヤ

平成 23 年 12 月 26 日の交通水道委員会での指摘を踏まえて、組合役員に特定の勤務が偏ることのないよう、基本ローテーションを遵守させている。

*自動車運転手の組合役員の中で、3 名（住吉・守口・中津営業所在籍）は主任自動車運転手であり、運行管理者の補助業務など、運転業務以外の勤務に従事していることから、一般自動車運転手等と比べ、運転業務の勤務に就く日は少ない。

5 規則に違反する疑いのある随意契約

市交通広告協同組合については、市規則からの逸脱はなかったが、不透明との指摘を踏まえ、より透明化を図ることができるよう検討を進めているところである。

IV まとめ

人事案件について

平成 17 年 10 月にいわゆる「ながら条例」を改正し、労働組合との交渉事項や管理運営事項について、明確化を図った。

いわゆる人事案件は、具体的な任命権の行使に関する事項であり、当然のことながら、交通局の職務・権限として行うものであるが、アンケート調査から、人事案件全般について、労働組合に対し、事前に協議、説明または意見聴取などが、少なからず行われてきたことが明らかになった。

これらの背景として、交通事業の特性から、多様な職種・勤務体系があり、基本的に日勤の管理職員の視点だけで判断することが十分ではなく、現場の声を聴くことが交通事業者として最も重要である安全の担保にも資するという考え方も広く共有されてきたことがあげられる。

労働集約型の事業として、現場の声を聴くことは重要であるが、この点、本来、管理運営事項であっても、業務を円滑に進めるために労働組合の意見を聴くことを是とする組織風土があったと考える。

今後は、このような認識を改め、管理運営事項と労働組合との交渉事項は峻別し、意見聴取や情報提供についても、今後一切行わない。

また、あわせて専門家の意見も聴きながら、公正・公平な人事、昇任制度を構築していくとともに、昇任試験についても透明性を高める方策を検討していく。

労働組合に対する便宜供与について

庁舎使用にかかる便宜供与は、ガイドラインに基づき、最低限必要なスペースの使用を認めてきたところである。しかしながら、第三者調査チームの調査及び交通局の調査から明らかになったように、定められた手続きを経ず、労働組合に便宜供与を行っている事実があった。

これまで、ガイドライン遵守の指示、申請・許可手続き徹底の指示、現場巡回などの取り組みにより、繰り返し周知徹底してきたにも関わらず、このようなことが行われていたことについては、極めて遺憾である。

今後、不適正な便宜供与を許さない組織風土の醸成に向けて、邁進してまいりたい。

政治活動について

管理職員を除く企業職員については、地方公営企業法第39条第2項により、政治活動の制限はないものの、今般、メールのタイトル名を特定のキーワードで検索することで、勤務時間内に業務用パソコンを使用して、選挙動員の指示、依頼、連絡等が行われていたことが強く疑われる事態が判明した。選挙時における職員の服務規律の確保について、市民から批判を受けることのないよう、繰り返し徹底を図ってきたにもかかわらず、このようなことが行われてきたことは極めて遺憾である。

公用電話の使用については、調査により、組織的な投票の呼びかけなどが実施された形跡は発見できなかったが、一部組合関係の通話など不適切な使用も見られた。

また、「知人・友人紹介カード配布・回収リスト」に関する調査については、データの作成から印刷に至るまでの経路の調査を継続中であり、早期の事実解明に取り組んでいく。

今後引き続き進められる第三者調査チームの調査、交通局の実施した調査から、これまで我々が長年の慣行から気づくことのできなかった労使関係についての全容が解明されることになるが、これまでに判明した事実からだけでも、管理職員を含め交通局職員には、管理運営事項であっても、労働組合の意見を聴くことも業務を円滑に進めるためには、やむを得ないとの認識があったと言わざるを得ず、各職場における認識の甘さ・管理体制の徹底の甘さがあったものと深く反省している。

これを契機に、これまでの経過や慣行に拘束され、透明性の確保が不十分であった労使関係とは決別し、あるべき労使関係を新たに構築していく。

資料

- 資料 1 事業所内電話の私的使用（選挙使用含む）調査
- 資料 2 業務用パソコンでのメールによる政治活動実態調査
- 資料 3 人事案件に関するアンケート調査
- 資料 4 無許可の便宜供与スペース等の状況調査
- 資料 5 経過

○事業所内電話の私的使用(選挙使用含む)調査

- 1 調査対象 運輸部20事業所
 電気部1事業所
 車両部5事業所
 工務部2事業所
 自動車部6事業所
 合計34事業所
- 2 調査期間 平成23年11月1日～平成23年12月31日
- 3 調査結果

通 話 先	通話先件数 (電話番号数)	通話件数 (回数)
総 数	4,923	22,499
業 務	4,442	21,748
本局・事業所	784	8,457
職員	1,491	5,506
お客さま	414	611
警察	51	105
業者	1,223	4,666
病院・市施設ほか	479	2,403
業 務 外	160	303
組合関係	50	130
その他私的利用	110	173
不 明 (掛かってきたことない・取り扱いなし)	171	220
不 通	150	228

業務用パソコンでのメールによる政治活動実態調査

タイトル名一覧

- ・ 動員名簿（名前入り）＋桃太郎資料＋新動員ご相談
- ・ 動員表
- ・ 動員増量中！
- ・ 動員と研修です。
- ・ FW: Fw: 13日動員
- ・ 動員について
- ・ 個人演説会割り振り（教習センター分）
- ・ 動員氏名報告
- ・ 個人演説会開催場所
- ・ 動員の件
- ・ 111011-事務連絡（動員）
- ・ Fw: 動員要請です
- ・ 111118-事務連絡（動員依頼）
- ・ RE: 動員と研修です。
- ・ FW: (base)【連絡】工務部動員名簿更新（H23.5.1 現在）のお知らせについて
- ・ 演説会変更
- ・ 動員 - 会議
- ・ 駅構内でのビラ配布について
- ・ FW: 駅構内でのビラ配布について

※ 確認されたタイトル名のうち、1件あたり、10回以上閲覧されているものを掲載している。

人事案件に関するアンケート調査 【対象期間：H22. 1. 1～H24. 2. 29】

I 人事異動について、以下の問いにお答えください。

問1

- ① 組合に異動候補者の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。... 9名
- ② 組合に異動候補者の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。... 10名
- ③ 組合に口頭で異動候補者について協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。... 16名
- ④ 組合に口頭で異動候補者について協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。... 10名
- ⑤ 組合に異動候補者について報告したことがある。... 29名
- ⑥ ①～⑤以外の方法で、異動候補者の選定について組合を関わらせたことがある。... 2名
- ⑦ 異動候補者の選定に関して、組合と話をしたことはない。... 161名

問2 異動対象者について

- ① 組合に内示日前に報告したことがある。... 23名
- ② 組合に内示日以降、局内ポータル発表前に報告したことがある。... 24名
- ③ 組合に局内ポータル発表後に報告したことがある。... 17名
- ④ 組合に報告したことはない。... 167名

問3

- ① 職場内に組合と協議して決めた人事異動に関するルール（慣行）がある。... 10名
- ② 職場内に組合と協議して決めた人事異動に関するルール（慣行）はない。... 196名

問4 人事配置（案）について

- ① 組合と協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。... 20名
- ② 組合と協議、説明、または意見聴取を行ったが、その内容を受け入れたことはない。... 9名
- ③ 案の段階で組合に報告したことがある。... 16名
- ④ 結果がわかった段階で組合に報告したことがある。... 28名
- ⑤ ①～④以外の方法で、組合を関わらせたことがある。... 2名
- ⑥ 組合と話をしたことはない。... 158名

問5 Iの「人事異動」全般に関して、組合役員を務める部下職員に

- ① 組合としての視点を期待せず、内容の決定を任せたことがある。... 0名
- ② 組合としての視点を期待して、内容の決定を任せたことがある。... 0名
- ③ 組合としての視点を期待せず、相談したり、意見を聴いたことがある。... 20名
- ④ 組合としての視点を期待して、相談したり、意見を聴いたことがある。... 14名
- ⑤ 組合としての視点を期待せず、情報提供したことがある。... 14名
- ⑥ 組合としての視点を期待して、情報提供したことがある。... 7名
- ⑦ ①～⑥の行為を行ったことはない。... 173名

Ⅱ 昇任・昇格等について、以下の問いにお答えください。

◇ 管理職の昇任について

問6

- | | | |
|---|-----|------|
| ① 組合に昇任候補者の <u>名簿等</u> を見せるなどの方法により、 <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 3名 |
| ② 組合に昇任候補者の <u>名簿等</u> を見せるなどの方法により、 <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 3名 |
| ③ 組合に <u>口頭</u> で昇任候補者について <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 7名 |
| ④ 組合に口頭で昇任候補者について <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 4名 |
| ⑤ 組合に昇任候補者について <u>報告</u> したことがある。 | ... | 19名 |
| ⑥ ①～⑤以外の方法で、昇任候補者の推薦について組合を関わらせたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑦ 昇任候補者の推薦に関して、組合と話をしたことはない。 | ... | 170名 |

問7 昇任者について

- | | | |
|---|-----|------|
| ① 組合に <u>内示日前</u> に報告したことがある。 | ... | 6名 |
| ② 組合に <u>内示日以降</u> 、局内ポータル <u>発表前</u> に報告したことがある。 | ... | 13名 |
| ③ 組合に局内ポータル <u>発表後</u> に報告したことがある。 | ... | 13名 |
| ④ 組合に報告したことはない。 | ... | 179名 |

問8 昇任候補者の所属別割当枠（例：各所属から2名推薦）や推薦方法（例：人事考課の高点順）について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 4名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 3名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 10名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑤ 組合と話をしたことはない。 | ... | 186名 |

問9 所属推薦の順位付けについて

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 1名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 4名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 11名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 0名 |
| ⑤ 組合と話をしたことはない。 | ... | 185名 |

問10 管理職ポストの増減・移管の要求について

- | | | |
|---|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことが <u>ある</u> 。 | ... | 0名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことは <u>ない</u> 。 | ... | 4名 |
| ③ 組合に要求内容を <u>事前に</u> 報告したことがある。 | ... | 6名 |
| ④ 組合に <u>結果がわかった段階</u> で報告したことがある。 | ... | 6名 |
| ⑤ ①～④以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 0名 |
| ⑥ 組合と話をしたことはない。 | ... | 190名 |

◇ 運輸助役（相当）及び主任自動車運転手の机上登用試験について

問11

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合に昇任候補者の <u>名簿等を見せるなどの</u> 方法により、 <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことが <u>ある</u> 。 | ... | 3名 |
| ② 組合に昇任候補者の <u>名簿等を見せるなどの</u> 方法により、 <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことは <u>ない</u> 。 | ... | 0名 |
| ③ 組合に <u>口頭</u> で昇任候補者について <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことが <u>ある</u> 。 | ... | 7名 |
| ④ 組合に <u>口頭</u> で昇任候補者について <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことは <u>ない</u> 。 | ... | 5名 |
| ⑤ 組合に昇任候補者について <u>報告</u> したことがある。 | ... | 10名 |
| ⑥ ①～⑤以外の方法で、昇任候補者の推薦に組合を関わらせたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑦ 昇任候補者の推薦に関して、組合と話をしたことはない。 | ... | 129名 |

問12 昇任者について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合に <u>内示日前</u> に報告したことがある。 | ... | 5名 |
| ② 組合に <u>内示日以降、局内ポータル発表前</u> に報告したことがある。 | ... | 11名 |
| ③ 組合に局内ポータル <u>発表後</u> に報告したことがある。 | ... | 11名 |
| ④ 組合に報告したことはない。 | ... | 133名 |

問13 昇任候補者の所属別割当枠（例：各所属から2名推薦）や推薦方法（例：人事考課の高点順）について

- | | | |
|---|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことが <u>ある</u> 。 | ... | 5名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことは <u>ない</u> 。 | ... | 3名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 10名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 0名 |
| ⑤ 組合と話をしたことはない。 | ... | 139名 |

問14 所属推薦の順位付けについて

- | | | |
|---|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことが <u>ある</u> 。 | ... | 3名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったが、その内容を受け入れたことは <u>ない</u> 。 | ... | 4名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 8名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 6名 |
| ⑤ 組合と話をしたことは <u>ない</u> 。 | ... | 136名 |

問15 ポストの増減・移管の要求について

- | | | |
|---|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことが <u>ある</u> 。 | ... | 1名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことは <u>ない</u> 。 | ... | 5名 |
| ③ 組合に要求内容を <u>事前に</u> 報告したことがある。 | ... | 6名 |
| ④ 組合に <u>結果がわかった段階</u> で報告したことがある。 | ... | 7名 |
| ⑤ ①～④以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 0名 |
| ⑥ 組合と話をしたことは <u>ない</u> 。 | ... | 138名 |

◇ 企（1）3級の昇任選考について

問16

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合に昇任選考の受験者候補の <u>名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことが <u>ある</u> 。 | ... | 3名 |
| ② 組合に昇任選考の受験者候補の <u>名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことは <u>ない</u> 。 | ... | 1名 |
| ③ 組合に <u>口頭で</u> 昇任選考の受験者候補について <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことが <u>ある</u> 。 | ... | 3名 |
| ④ 組合に <u>口頭で</u> 昇任選考の受験者候補について <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことは <u>ない</u> 。 | ... | 2名 |
| ⑤ 組合に昇任選考の受験者候補について <u>報告</u> したことがある。 | ... | 14名 |
| ⑥ ①～⑤以外の方法で、昇任選考の受験者候補の推薦について組合を関わらせたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑦ 昇任選考の受験者候補の推薦に関して、組合と話をしたことは <u>ない</u> 。 | ... | 177名 |

問17 昇任選考の受験者候補を推薦するにあたっての所属別割当枠

（例：各所属から2名推薦）や推薦方法（例：人事考課の高点順）について

- | | | |
|---|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことが <u>ある</u> 。 | ... | 5名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことは <u>ない</u> 。 | ... | 0名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 12名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑤ 組合と話をしたことは <u>ない</u> 。 | ... | 177名 |

問18 昇任選考の受験者候補の所属における順位付けについて

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 3名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 1名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 12名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑤ 組合と話をしたことはない。 | ... | 177名 |

問19 昇任選考について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合に <u>有資格者</u> を報告したことがある。 | ... | 5名 |
| ② 組合に <u>受験者</u> を報告したことがある。 | ... | 7名 |
| ③ 組合に <u>選考結果</u> を局内ポータル <u>発表前</u> に報告したことがある。 | ... | 2名 |
| ④ 組合に <u>選考結果</u> を局内ポータル <u>発表後</u> に報告したことがある。 | ... | 11名 |
| ⑤ ①～④の行為を行ったことはない。 | ... | 176名 |

◇ 助役・助役補

問20 昇任・昇格者の要求数について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> し、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 7名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> したことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 2名 |
| ③ 組合に <u>事前に</u> 報告したことがある。 | ... | 3名 |
| ④ 組合に <u>査定結果</u> を報告したことがある。 | ... | 11名 |
| ⑤ ①～④以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 0名 |
| ⑥ 組合と話をしたことはない。 | ... | 165名 |

問21 各部で実施する部内選考における所属（長）推薦の所属別割当について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 5名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> したことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 1名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 18名 |
| ④ 組合と話をしたことはない。 | ... | 161名 |

問22 各部で実施する部内選考における所属（長）推薦について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 6名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 1名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 14名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑤ 組合と話をしたことはない。 | ... | 166名 |

問23 各部で実施する部内選考において

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合に <u>有資格者</u> を報告したことがある。 | ... | 7名 |
| ② 組合に <u>受験者</u> を報告したことがある。 | ... | 7名 |
| ③ 組合に所属 <u>周知前</u> に部内選考の <u>合格者</u> を報告したことがある。 | ... | 5名 |
| ④ 組合に所属 <u>周知後</u> に部内選考の <u>合格者</u> を報告したことがある。 | ... | 19名 |
| ⑤ 組合に報告したことはない。 | ... | 164名 |

問24 各部で実施する部内選考の合格者の決定について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 2名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 1名 |
| ③ 組合に所属 <u>周知前</u> に報告したことがある。 | ... | 4名 |
| ④ 組合に所属 <u>周知後</u> に報告したことがある。 | ... | 19名 |
| ⑤ ①～④以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 0名 |
| ⑥ 組合と話をしたことはない。 | ... | 163名 |

問25 職員部で実施する助役・助役補試験について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合に <u>有資格者</u> を報告したことがある。 | ... | 10名 |
| ② 組合に <u>受験者</u> を報告したことがある。 | ... | 13名 |
| ③ 組合に <u>試験結果</u> を局内ポータル <u>発表前</u> に報告したことがある。 | ... | 5名 |
| ④ 組合に <u>試験結果</u> を局内ポータル <u>発表後</u> に報告したことがある。 | ... | 20名 |
| ⑤ 組合に報告したことはない。 | ... | 159名 |

問26 助役・助役補試験の際に職員部へ提出する勤務評点の所属毎の割当について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合に <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 2名 |
| ② 組合に <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 3名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 9名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 0名 |
| ⑤ 組合と話をしたことはない。 | ... | 173名 |

問27 助役・助役補試験の際に職員部へ提出する個々人の勤務評点について

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合に <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 3名 |
| ② 組合に <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 2名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 4名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑤ 組合と話をしたことはない。 | ... | 180名 |

◇ 高速運転士、高速車掌への転職について

問28

- | | | |
|---|-----|-----|
| ① 職場内に、組合と協議して決めた転職に関するルール（慣行）が <u>ある</u> 。
（例：各所属から2名推薦、平成9年度採用以前が今回の対象者） | ... | 5名 |
| ② 職場内に、組合と協議して決めた転職に関するルール（慣行）は <u>ない</u> 。 | ... | 87名 |

問29 高速運転士・車掌の転職試験について

- | | | |
|---|-----|-----|
| ① 組合に <u>有資格者</u> を報告したことがある。 | ... | 6名 |
| ② 組合に <u>受験者</u> を報告したことがある。 | ... | 4名 |
| ③ 組合に転職試験の <u>結果</u> を所属 <u>周知前</u> に報告したことがある。 | ... | 3名 |
| ④ 組合に転職試験の <u>結果</u> を所属 <u>周知後</u> に報告したことがある。 | ... | 9名 |
| ⑤ 組合に転職試験の結果を報告したことはない。 | ... | 86名 |

問30 高速運転士・車掌試験合格者の所属別割当枠について

- | | | |
|--|-----|-----|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> したことがあり、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 1名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> したことがあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 0名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 6名 |
| ④ 組合と話をしたことはない。 | ... | 90名 |

問31 高速運転士・車掌の転職試験における所属推薦について

- | | | |
|--|-----|-----|
| ① 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 2名 |
| ② 組合と <u>協議、説明、または意見聴取</u> を行ったことがあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 2名 |
| ③ 組合に <u>報告</u> したことがある。 | ... | 4名 |
| ④ ①～③以外の方法で、組合を関わらせたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑤ 組合と話をしたことはない。 | ... | 90名 |

問32 IIの「昇任・昇格等」全般に関して、組合役員を務める部下職員に

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合としての視点を期待 <u>せず</u> 、内容の <u>決定を任せ</u> たことがある。 | ... | 0名 |
| ② 組合としての視点を期待 <u>して</u> 、内容の <u>決定を任せ</u> たことがある。 | ... | 0名 |
| ③ 組合としての視点を期待 <u>せず</u> 、 <u>相談したり、意見を聴いた</u> ことがある。 | ... | 10名 |
| ④ 組合としての視点を期待 <u>して</u> 、 <u>相談したり、意見を聴いた</u> ことがある。 | ... | 6名 |
| ⑤ 組合としての視点を期待 <u>せず</u> 、 <u>情報提供</u> したことがある。 | ... | 11名 |
| ⑥ 組合としての視点を期待 <u>して</u> 、 <u>情報提供</u> したことがある。 | ... | 3名 |
| ⑦ ①～⑥の行為を行ったことはない。 | ... | 112名 |

Ⅲ 評価について、以下の問いにお答えください。

問33 人事考課について

- | | | |
|---|-----|------|
| ① 組合に協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 0名 |
| ② 組合に協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 1名 |
| ③ 組合に個々の職員の結果を報告したことがある。 | ... | 2名 |
| ④ 組合に所属レベル（例：甲所属ではAが30人、Bが40人）の結果を報告したことがある。 | ... | 4名 |
| ⑤ ①～④の方法以外で、組合に関わらせたことがある。 | ... | 0名 |
| ⑥ 組合と話をしたことはない。 | ... | 223名 |

問34 人事考課の付け方（例：絶対評価が同点のときの順位付けの基準）について

- | | | |
|---|-----|------|
| ① 組合と協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。 | ... | 1名 |
| ② 組合と協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。 | ... | 0名 |
| ③ 組合に報告したことがある。 | ... | 5名 |
| ④ ①～③以外の方法で組合に関わらせたことがある。 | ... | 0名 |
| ⑤ 組合と話をしたことはない。 | ... | 225名 |

問35 Ⅲの「評価」全般に関して、組合役員を務める部下職員に

- | | | |
|------------------------------------|-----|------|
| ① 組合としての視点を期待せず、内容の決定を任せたとある。 | ... | 0名 |
| ② 組合としての視点を期待して、内容の決定を任せたとある。 | ... | 0名 |
| ③ 組合としての視点を期待せず、相談したり、意見を聴いたことがある。 | ... | 0名 |
| ④ 組合としての視点を期待して、相談したり、意見を聴いたことがある。 | ... | 1名 |
| ⑤ 組合としての視点を期待せず、情報提供したことがある。 | ... | 2名 |
| ⑥ 組合としての視点を期待して、情報提供したことがある。 | ... | 0名 |
| ⑦ ①～⑥の行為を行ったことはない。 | ... | 223名 |

Ⅳ 職員情報の提供について、以下の問いにお答えください。

問36

- | | | |
|--|-----|------|
| ① 組合に依頼されて、個々の職員に関する情報（勤怠、給与、評価など）を提供したことがある。 | ... | 7名 |
| ② 組合に依頼されたわけではないが、過去の慣行などから個々の職員に関する情報を提供したことがある。 | ... | 12名 |
| ③ 組合に依頼されて、職員に関する統計的な情報（Drの平均年収など）を提供したことがある。 | ... | 7名 |
| ④ 組合に依頼されたわけではないが、過去の慣行などから職員に関する統計的な情報を提供したことがある。 | ... | 5名 |
| ⑤ 組合に職員に関する情報を提供したことはない。 | ... | 211名 |

※ Vの自由記述は省略

無許可の便宜供与スペース等の状況調査

《無許可スペース・確認日現在の状況》

- ①：全ての物品が撤去済
 ②：全ての物品が撤去済【ただし物品は施設管理者が保管】
 ③：一部の物品は撤去されていない

部名	所 属	確認日	状況	無許可の便宜供与スペースの状況
総務部	本局 6 階、14 階	3/3	①	物品設置場所 14階倉庫、厚生課倉庫、湯沸室、印刷室、相談室、第12会議室 第13会議室、6 階相談室 設置していた物品 (倉庫及び厚生課倉庫) 冷蔵庫、机、ソファークセット、パソコン、テレビ、プリンター等 (印刷室、相談室、第12会議室、第13会議室) 当局キャビネットに組合関係書類等 (第12会議室) F A X (湯沸室) 電子レンジ、ポット、食器乾燥機 2月8日にすべて撤去済 ※6 階相談室の机については、組合所有のものではなく当局で利用するため、施設管理者で保管
				物品設置場所 梅田駅北係員室及び地上会議室2 階寝室倉庫 設置していた備品 台車 (2 台)、キャンプ用具一式、書庫 撤去されていない物品 台車 (2 台)、キャンプ用具一式、書庫 3 月中に撤去予定
				物品設置場所 2 階談話室 設置していた物品 パソコン、組合関係書類 2 月 4 日にすべて撤去済
				物品設置場所 研修室内倉庫、6 号階段下倉庫、D 階段下倉庫、中階・排煙機室前倉庫 設置していた物品 組合関係図書 1 冊、組合関係書類、碁盤、将棋盤、メーデー用ブラカード 2 月 16 日にすべて撤去済
運輸部	梅田管区駅 梅田駅	3/3	③	
	中百舌島乗務所	3/2	①	
天王寺管区駅 天王寺駅、昭和町駅、新金岡駅	大日乗務所	3/2	①	
		3/4	②	物品設置場所 3 階倉庫 設置していた物品 投票箱 (2 個)、クーラーボックス、七輪 (2 個)、将棋盤 (3 個) 鍋、ホース 施設管理者が保管している物品 投票箱 (2 個)、クーラーボックス、七輪 (2 個)、将棋盤 (3 個) 鍋、ホース 近日中に新事務所へ移動予定

《無許可スペース・確認日現在の状況》

①：全ての物品が撤去済

②：全ての物品が撤去済【ただし物品は施設管理者が保管】

③：一部の物品は撤去されていない

部名	所 属	確認日	状況	無許可の便宜供与スペースの状況
運輸部	平野管区駅 天王寺駅（谷町線）	3/3	②	物品設置場所 メーター室 設置していた物品 金庫 施設管理者が保管している物品 金庫 3月22日に撤去予定
	森之宮乗務所	3/4	③	物品設置場所 2階小会議室 設置していた物品 コピー機 撤去されていない物品 コピー機 現在、搬送業者に依頼中。搬送日が決まり次第、撤去予定。
	堺筋本町管区駅 天神橋筋六丁目駅	3/3	①	物品設置場所 談話室 設置していた物品 ファイリングキャビネット（4台）、長椅子（4脚）、応接セット一式 冷蔵庫、整理棚（大）、整理棚（小）、整理ケース（5台） 折りたたみボール（4本）、電子レンジ、食器乾燥機、鍋（2個） 裁断機（2台）、パソコン一式、コピー機、印刷機、段ボール箱（12箱） 3月2日にすべて撤去済
	ドーム前千代崎管区駅 大正駅、ドーム前千代崎駅 西長堀駅、西大橋駅、松屋町駅 谷町六丁目駅、玉造駅、大阪ビ ジネスパーク駅、京橋駅、蒲生 四丁目駅、今福鶴見駅、横堤駅 鶴見緑地駅、門真南駅	3/2	①	物品設置場所 駅長室内書庫 設置していた物品 代議員会資料、コピー用紙等消耗品、塩ビ製引き出しキャビネット 組合関係書類 撤去されていない物品 代議員会資料は12月に撤去、その他は施設管理者が保管 3月撤去予定
	清水管区駅 蒲生四丁目駅	3/2	①	物品設置場所 蒲生四丁目駅舎内会議室 設置していた物品 支部で不要となった物品、消耗品、組合関係書類（段ボールの中で保管） 2月24日にすべて撤去済

《無許可スペース・確認日現在の状況》

①：全ての物品が撤去済

②：全ての物品が撤去済【ただし物品は施設管理者が保管】

③：一部の物品は撤去されていない

部 名	所 属	確 認 日	状 況	無許可の便宜供与スペースの状況
自動車部	守口営業所	3/2	①	物品設置場所 2階休憩室、厨房、倉庫 設置していた物品 心の箱（募金箱）、クーラーボックス、組合関係図書（約40冊） 投票箱、大交主催野球大会トロフィー等（2個） 前支部役員宛の大交本部からの封筒（段ボール1箱） 2月21日にすべて撤去済
	中津営業所	3/2	①	物品設置場所 4階休憩室、2階乗務員休憩室 設置していた物品 書籍類、鉢巻き 1月下旬にすべて撤去済
	住吉営業所	3/2	③	物品設置場所 本館2階宿直室、本館2階男子乗務員ロッカー室、本館2階休憩室 設置していた物品 金庫、コピー機、弔旗 撤去されていない物品 金庫、コピー機 金庫は3月7日撤去予定、コピー機3月6日撤去予定 弔旗は2月29日撤去済
	東成営業所	3/2	①	物品設置場所 1階乗務員控室、1階応接室 設置していた物品 （1階乗務員控室） 事務机、心の箱（募金箱）、組合所有のパソコン付属品（ケーブル類） 組合関係書類 （1階応接室） 組合関係図書 2月16日にすべて撤去済
	港営業所	3/3	③	物品設置場所 2階倉庫、2階談話室及び附室 設置していた物品 （2階倉庫） 書棚、1人用更衣ロッカー、脇机、封筒、紙袋、事務用品など （2階談話室及び附室） 段ボール箱、コピー用紙 撤去されていない物品 書棚、1人用更衣ロッカー、脇机
	自動車車両管理事務所	3/2	①	物品設置場所 事務所、会議室 設置していた物品 冷蔵庫、ノートパソコン、椅子 2月17日にすべて撤去済

経 過

平成 23 年 12 月 26 日（月）

交通水道委員会において、

- ・ 自動車運転手の乗務ダイヤの偏り
- ・ 自動車運転手の時間内組合活動
- ・ 公用電話の選挙活動への使用
- ・ 事業所内に選挙関係書類の保管が指摘される

平成 23 年 12 月 29 日（木）

職場安全衛生推進委員制度の廃止

平成 24 年 1 月 5 日（木）

「当局施設内での政治活動の禁止等について」を通知

平成 24 年 1 月 13 日（金）

「交通局における労働組合支部への便宜供与の廃止について」を通知

- ・ 1 月 19 日以降の便宜供与の許可を取り消す
- ・ 3 月 31 日までに便宜供与スペースの備品等を撤去

平成 24 年 1 月 18 日（水）

大阪維新の会所属の議員が、守口営業所の現地調査を行った

- ・ 職場安全衛生推進委員の活動
- ・ 勤務時間内の組合活動
- ・ 組合活動における当局施設の使用などが指摘される

平成 24 年 1 月 20 日（金）

決算特別委員会において、

- ・ 交通局労働組合事務所の経緯と現状が指摘される

平成 24 年 1 月 25 日（水）

「労働組合への会議室貸与（便宜供与）に係る書面申請の徹底について」を通知

平成 24 年 1 月 27 日（金）

財政総務委員会において、

- ・ 職場安全衛生推進委員の活動
- ・ 勤務時間内の組合活動が指摘される

平成 24 年 2 月 3 日（金）

「便宜供与スペース等の撤去状況の報告について」を通知

平成 24 年 2 月 6 日（月）

大阪維新の会所属の議員より、「知人・友人紹介カード配布回収リスト」の存在を指摘される

平成 24 年 2 月 10 日（金）

市政改革特別委員会において、

- ・ 「知人・友人紹介カード配布回収リスト」に関して指摘される

平成 24 年 2 月 24 日（金）

交通水道委員会において、

- ・ 市交通広告協同組合に関して指摘される

平成 24 年 2 月 29 日（水）

組合に対して、チェックオフ廃止を申し入れ